

任意継続組合員の被扶養者の収入要件について ご確認をお願いします。

日本郵政共済組合
共済センター

任意継続組合員の被扶養者の収入要件をご確認いただき、認定要件を欠いている場合は、認定取消の申告手続きをお願いします。

なお、後日、認定要件を欠いていることが判明した場合、事実発生日に遡って認定を取消し、「資格喪失日以降に医療機関等で使用した医療費のうち共済組合が負担した額」を返還していただく場合がありますので、ご注意願います。

◎認定対象者の収入要件等

●認定対象者が組合員と同一世帯に属している場合

組合員の収入で生計を維持し、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象が19歳以上23歳未満（その年12月31日現在の年齢）の者（組合員の配偶者及び事実上の配偶者（以下「組合員の配偶者等」という。）を除く。）である場合は150万円未満、認定対象が60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、組合員の年間収入の2分の1未満であること。

●認定対象者が組合員と同一世帯に属していない場合

組合員の収入で生計を維持し、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象が19歳以上23歳未満（その年12月31日現在の年齢）の者（組合員の配偶者等を除く。）である場合は150万円未満、認定対象が60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、組合員からの援助に依る収入額より少ないこと。

●上記の要件に該当しない場合

組合員が主たる生計維持者であることの申し出と、その事実を確認できる資料により、認定対象者が組合員の収入で生計を維持していることが確認できること。

●詳細は共済組合ホームページをご確認ください。

[トップページ](#) ▶ [よくある手続きから探す](#) ▶ [被扶養者が増えた（認定）](#)



◎認定取消手続

共済組合様式の「【取消用】被扶養者等申告書」及び「資格確認書等返納票兼亡失届」に必要事項を記入の上、様式、関係書類、被扶養者証等（任意継続）（保険証）を日本郵政共済組合共済センター被扶養者担当へご提出ください。

◆送付先◆

〒330-9793
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当 あて

●詳細は共済組合ホームページをご確認ください。

[トップページ](#) ▶ [よくある手続きから探す](#) ▶ [被扶養者が減った（取消）](#)

